

視 察 調 査 報 告 書

<土木環境委員会>

令和4年第7回沖縄県議会（11月定例会）

令和4年12月1日（木曜日）

沖 縄 県 議 会

土木環境委員会視察調査報告書

視察調査日時

令和4年12月1日 木曜日（1日）

視察調査場所

南城市・八重瀬町

視察調査事項

- 1 道路、橋梁の整備事業について（陳情第140号に係る南部東道路整備事業の進捗について）
- 2 河川、海岸及び砂防の整備事業について（陳情第138号に係る2級河川報得川及び普通河川饒波川の氾濫について）

視察調査概要

別紙のとおり

参加委員（10人）

委員長	瑞慶覧	功	君
副委員長	下地	康	教
委員	仲里	全	孝
〃	座波	一	君
〃	照屋	守	之
〃	島袋	恵	祐
〃	比嘉	瑞	己
〃	崎山	嗣	幸
〃	新垣	光	栄
〃	金城	勉	君

議会事務局（3人）

議会事務局政務調査課主幹	嘉陽	孝
議会事務局政務調査課主査	池原	利奈
政務調査課会計年度任用職員	幸地	真美

別紙（視察調査概要）

**調査項目 「陳情第140号に係る南部東道路整備事業の進捗について」及び
「陳情第138号に係る2級河川報得川及び普通河川饒波川の氾濫について」****1 南城大城ICについて****(1) 概要説明（砂川道路街路課長及び普天間南部土木事務所技術総括）**

南部東道路は、南風原町喜屋武から南城市を經由して垣花までの7.4キロメートルを4工区に分けている。現在今立っているところが南城市大里、大城インターである。

最初の工区は、那覇空港自動車のジャンクションから大里インターチェンジ—県道糸満与那原線のイオンタウン南城大里付近の交差点となっている。このことに関しては、現在ジャンクションの合流するための橋梁、またジャンクションから下りてくるための橋梁の実施設計等を行っているところである。

次に、2つ目の工区の南城大城インターチェンジの区間に関しては、少し先のほうの橋梁の道路改良工事を進めているところである。

次に、南城大城インターチェンジから南城佐敷・玉城インターチェンジの区間に関しては、令和3年3月に2キロメートル区間を暫定供用したところである。

最後に、南城佐敷・玉城インターチェンジから南城つきしろインターチェンジに関しても道路改良工事を進めているところである。

(2) 質疑応答の概要

Q この工期と進捗状況はどうなっているか。

A 事業自体は今のところ令和8年度の完了を目指しており、全体の進捗率は事業費ベースで44.5%となっている。

Q 当初から令和8年の予定だったのか。

A 当初は平成23年度に事業化されまして、そのときは平成33年—令和3年までの10年間ということをやっていたが、途中でインターチェンジ直接乗り入れということに変更になったことから、再評価後、令和8年度ということになった。ビー・バイ・シーを算定するための期間を令和8年度として行っているところである。

Q 令和8年度までに終わるか。

A 今5工区につきしろ側の用地取得が85%、その向こう側も65%と一応進んできている。鋭意頑張ってはいるが、直接乗り入れ部分の実設計中であり、設計が終わった後に、もう一度精査してみる必要はあるかと思っている。今のところは令和8年度を目指し予算を確保して頑張っているところである。

Q 重要物流道路に指定されているようだが、重要物流道路とは何か。

A 重要物流道路とは、平常時や災害時とかに物流がスムーズに滞りのないよう耐震性を確保した道路で、国が法で指定するものである。

Q 用地交渉が難航している理由は何か。

A 全ての道路事業もそうだが、事業には賛成でも、個別の補償費用に関しては反対という人が結構出てくる。

Q この事業の財源は一括交付金も入っているのか。

A 一括交付金は入っていない。全て補助事業である。

Q 不動産鑑定評価金額でちゃんと交渉できているのか。

A 周辺地の取引事例から不動産鑑定士が金額を算出する。やり方は決まっているので、補償金額を上げてくれと言われても簡単に上げることはできない。そういうこともあって難航している。

2 南城つきしろICについて

(1) 質疑応答の概要

Q 土地収用委員会にかけるときに、部分的にかけることはできるのか。全体的にかけるのか。

A 南部東道路は都市計画決定されている道路である。事業も都計法に基づいて事業認可を工区ごとでもらっている。事業認可を受けると事業認定を受けたものと同等の効果があるので、難航案件は工区ごと、事業認可ごとに裁決申請はできる。

Q 認可と認定はどう違うのか。

A 認可は、都計法上、都市施設を整備するときに、国に対して申請して

認可をもらう。これをもらうことで収用にすぐかけられる。

認定というのは、都市計画の道路でない場合は、認定庁と調整をして、この道路が公共施設として必要ですという認定をもらわないと裁決申請ができない。

Q 最初から国直轄事業にできなかったのか。

A 県道で災害が多発していることや、この南部東道路自体が県道のバイパスとなっており、県管理なので県が事業を行っている。国に補助事業として認めてもらって進めてきた経緯がある。

Q 県道のバイパスという視点で見ればそうなるけど、広域的に大きい話で見たら国が直轄でやってもいいのではないか。

A そこは国の判断になる。

3 普通河川饒波川について

(1) 概要説明（波平河川課長）

饒波川は源流が大里城跡付近で、下流で国場川に合流する2級河川である。県管理の2級河川の指定区間は、ここから一つ下流側の橋梁一溝原橋という橋梁までとなっている。そこから上流については八重瀬町が管理する区間となっている。

2級河川としての整備については、昭和47年から平成25年で一旦完了しており、上流の区間については農林省所管の事業で整備されたと聞いている。

陳情で要請のある2級河川の指定については指定要件があり、水害被害の状況、流域面積の規模、防御の対象一家屋等、あと事業実施に当たっての費用対効果が1以上ということを経済的に判断して行っている状況である。

当該区間は土地改良事業で整備した区間となっており、浸水被害の状況や河道の管理の状況、あと事業化の可能性等を踏まえて八重瀬町と調整をしていきたい。

また、要望にある定期的なしゅんせつについては令和3年度から緊急浚渫推進事業債を活用して、この河道にたまっている土砂の撤去を八重瀬町が実施する予定と聞いている。

(2) 質疑応答の概要

Q 地域が要望する2級河川に格上げはできないのか。

A 現時点では状況的に難しい—八重瀬町のほうで、河道に堆積した土砂を今後撤去の予定をしているので、そこら辺の効果も見極めながら、あと指定要件に合致するかどうか今後調整していきたい。現時点ではなかなか厳しい面もあると考えている。

Q 2級河川に格上げすることができないのであれば、その維持管理も含めて今八重瀬町に全て任せているものを、何とか県がバックアップしてあげるとか、そういう仕組みをつくらないとこの問題は大変なことではないか。

A 近年から緊急浚渫推進事業債という地方債事業ができており、これを活用して定期的な土砂のしゅんせつ等を行っていったらと思う。ただ、この事業自体が現時点では令和6年度までの事業となっており、動向を見極めながら対応していく形になると考えている。

Q 2級河川部分の拡幅状況はどうなっているのか。

A 既に整備済みである。

Q ハード交付金を活用する方法はないのか。

A メンテナンスにハード交付金を充てるわけにはいかない。このため地方債事業を活用して今対応しているという状況である。

Q 地方債しか方法はないのか。借金ではないか。

A この緊急浚渫推進事業債については、充当率が100%である。後の交付税の償還が約7割という事業になっており、3割の負担は出るが使い勝手のいい事業になっているのではないかと思う。

4 2級河川報得川について

(1) 概要説明（波平河川課長）

報得川については、源流が南城市の大里稲嶺にあり、南城市、八重瀬町、糸満市を流下している。下流部については、昭和53年から平成3年度までに整備が完了している。その後、平成23年に指定区間をヘンサ橋から上流約600メートルの地点まで延長して、平成26年から事業に着手している。この事業の進捗状況としては、下流側の世那城橋から400メートル区間が設計業務が完了しており、この区間について、最後の用地契約を今年度完

了する見込みとなっており、次年度から工事に着手する予定となっている。

また、要望のある定期的なしゅんせつは、下流側の改良済み区間で、河積を阻害している土砂の撤去を行う。緊急浚渫推進事業債により、令和3年度から取り組んでおり、令和6年度までに約1万6000立方メートルの土砂を撤去する計画となっている。

当該河川については、引き続き八重瀬町と連携を図りながら早期整備に取り組んでいきたい。

(2) 質疑応答の概要

Q 3年連続で学校が浸水しているとのことで、これは緊急的な課題である。整備工事との関連、あるいは対策はどうなっているか。

A 河川整備については、どうしても下流側から順次拡幅をする必要がある。先に上流側を整備してしまうと、ボトルネックが発生して、また新たに違う箇所の氾濫を助長することになるので、基本的には下流から順次整備をしていく必要があると考えている。現時点では川に流れ込む排水機能を確保するといったことを今後、八重瀬町と調整していく中で、多少浸水被害の軽減にはつなげていけると考えている。

Q 緊急対策はしっかりやっていただきたい。大本はこの改修計画が遅れていることがネックであり、ハード交付金の影響がここに出ていると考えるがどうか。

A 報得川はハード交付金を活用して整備しており、ハード交付金の減額の影響は多少は出ている状況である。

これまでなかなか補正がつかなかったが、今後そういった対応も考えながら、早めに整備できるように補正予算の要求等も視野に入れて対応していきたいと考えている。

Q 町も県も思いとしては早めにやりたいというのはあるが、国のほうで査定されてしまう。その理由の具体的な説明はあるのか。

A ハード交付金は全体額の提示ということになるので、個別に報得川についての具体的な説明は現時点ではない。

以 上